

欧州における独立国としての小国の地位（続）

——ルクセンブルクのEU市民意識、中立政策、多元社会をめぐる——

若松 新

目次

旧稿・欧州における独立国としての小国の地位——ルクセンブルクの言語、軍隊、通貨をめぐる——はじめに

- a. 言語と人口——ルクセンブルクにおける教育事情を含む——
 - b. 軍隊と国土——大国の国防費についての考察を含む——
 - c. 通貨とGNP——「国境コントロールなき欧州」を含む——
 - d. 本稿が示唆する逆説・少数説について
- おわりに（以上第51号）

本稿⁽²⁾

はじめに

- a. EU市民 (Europäische Unionsbürger) の「共同防衛 (政策)」
 - b. 第二次世界大戦後のルクセンブルクにおける中立政策の変容
 - c. 「多元社会」の認知——イデオロギー的な「多元国家」論争を超えて——
- おわりに——ルクセンブルクの「親米的中立政策」と経済的繁栄——（以上本号）

はじめに

旧稿——本誌の第51号の a. ——では、「人口約二九万人からなるルクセンブルク語を話す言語集団（他に定住外国人が約九万九千人在住）にはルクセンブルク民族という概念は存在しないと考えられる」と捉えた。だがその後の研究によれば、実のところ、一九二〇年代と三〇年代には、「国民（民族）感情（Nationalgefühl）」が存在していた。それ故に（過去の一時期にせよ）民族的なものが存在していなかった、とは言い過ぎであった。しかし今日のルクセンブルクでは、なるほど「国民（民族）感情」は存在するが、排他的な民族主義の感情は「希薄」になっていると考えられる。ただし第一に、人口約二九万人からなるルクセンブルクでは、そもそも一定人数以上の純血人種が存在しないので、国粋主義思想が発展して、外国人排斥運動が生じる余地が極めて限られているからである。

その第二の理由は、一般にイジメと言うのは、（少数反対意見の自由を芳しくないと判断する）多数派が（少数反対意見を唱える）少数者を、白眼視することから発生する場合が多い。ルクセンブルクの場合には外国人が三〇〜四〇％も住んでおり、それだけを考えるならば「外国人に対する反感・差別・憎悪」などが、なるほど生じる可能性も否定できない。しかし、（人口約二九万人のルクセンブルク国民を擁する）ルクセンブルクという国家は、人口九八八万人のベルギー、人口八、一四九万人のドイツ、人口五、六六二万人のフランスという三つの大国⁽⁵⁾によって、四方を囲まれている。国境を越えれば、ルクセンブルク人は極めて少数者となる。そこで、少数派たるルクセンブルク人が、（有色人種に対する差別はともかくとしても）多数派たる諸外国人、とりわけ欧州連合（EU）

加盟国の国民を敵視することは、原則としてありえないと考えられる。

第三の理由としては、ドイツでは、高い失業率（一九九四年現在、九・六％）を抱えた経済的不況期の今日、ネオ・ナチが台頭してきた。これに対して、ルクセンブルクは経済的に豊かであり、失業率は二・七％（一九九四年）と少ない。そこで、外国人も包摂しうろと思われ⁽⁶⁾る。つまり、一方でドイツでは、一つの排他的な民族意識によって洗脳された一部の過激派が、（例えば、トルコ人のような）宗教も毛色も違う弱者たる少数者を排除するの⁽⁶⁾が、ネオ・ナチに特徴的な民族主義の「負の側面」になっている。これに対して、排他的な民族帰属意識（いわゆる国粋主義思想）から自由な（良い意味での）ルクセンブルク民族意識——少なくとも国民感情ないし国民意識——は、存在すると見た方が良い。

ここで「国民感情」ないし「国民意識」とは、例えば、それまでアルペン・スキーW杯総合優勝四度の経験を持っていたが、五輪大会でメダルをどうしても取れなかったマルク・シラルテリ (Marc Girardelli)：ルクセンブルクが、一九九二年のアルペールビル冬季五輪大会で、男子スノーパー大回転と男子大回転の二種目で、銀メダルを⁽⁷⁾よくやく取ったことを、祝う感情を指す。また、ルクセンブルク人が持つ愛国心の（日常的な）源泉は、おそらく、ルクセンブルク語という（唯一の）母国語を用いる共通性であろう。人口が約二九万人であったとしても、共通の（諸外国人には理解できない）言語を用いていることは、この小国の独自性やルクセンブルク国民の連帯意識にとって、比類なき貢献をしていると推察できる。この意味では彼らの母国語ルクセンブルク語への愛着と母国ルクセンブルクへの愛国心は、過去においてと同じように、今後とも失われ⁽⁸⁾ないと言えよう。

さらに、EU市民 (Unionsbürger, Citizens of the Union) ⁽⁹⁾としての、「共通した「EU固有の連帯意識」もルク

センブルク国民は、将来的には併せ持つ可能性がある。この「EU市民としての連帯意識」を論じるのは、時期尚早であるかもしれない。だが、EUの舞台で対外政策を、小国であるにもかかわらず積極的に推し進めてきた、ルクセンブルクの立場から考えるならばもつともなことである。けだし換言すれば、ルクセンブルクは小国であるが故に、この国の将来を考えるならば、積極的に言わば「外交立国」⁽¹⁰⁾を指さざるをえないからである。

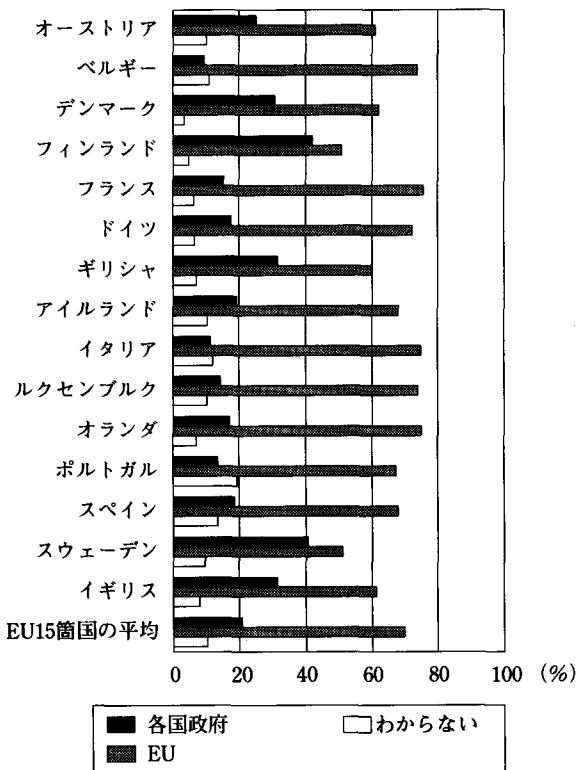
a. EU市民 (Europäische Unionsbürger) の「共同防衛 (政策)」

ルクセンブルク国民は、図表1および図表2が示すように「本国政府が単独で『EU域外の諸国に対する対外政策』と『防衛政策』を遂行するよりも、EUと共同で遂行すべし」と考える程度が、EU加盟一五箇国の中で極めて高い諸国の内の一つに属すると、世論調査の結果は示している。

しかし、EUの「共同防衛 (政策)」が直ちに遂行できるかは、第一に図表2が示すように、一五箇國中六箇国——フィンランド、スウェーデン、ギリシア、アイルランド、デンマーク、イギリス——において、本国固有の「防衛政策」の実現を求める声が大きいこと、第二に「防衛政策」は加盟各国の死活的利益に関わり、その場合には (小国であったとしても) 拒否権を行使する可能性が高いことから考えて、確かに疑問視できる。

一九九二年二月七日のマーストリヒト条約第J、四条第一項は、「共通の対外・安全保障政策は、EUの安全保障に関わる包括的な問題を含み、このような問題には、長期的な視点に立った共同防衛政策 (gemeinsame Verteidigungspolitik: a common defence policy) の確定も含まれ、将来的には共同防衛 (gemeinsame Ver-

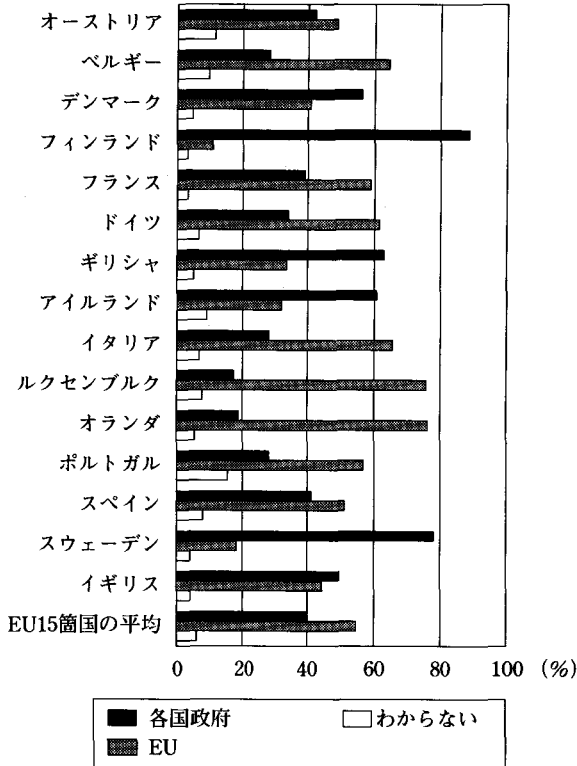
図表1：「[EU域外の諸国に対する対外政策]を自国政府が単独で行うべきか、EUと共同で行うべきか」についての、EU加盟15箇国における世論調査の結果



出典：Standard Eurobarometer 43, fieldwork: April/May 1995.

本図表は、Paul Luif, *On the Road to Brussels: The Political Dimension of Austria's, Finland's and Sweden's Accession to the European Union*, Braumüller, 1995, p. 364. による。

図表2：「防衛政策」を自国政府が単独で行うべきか、EUと共同で行うべきか
 についての、EU加盟15箇国における世論調査の結果



出典：Standard Eurobarometer 43, fieldwork: April/May 1995.

本図表は、P. Luij, *ibid.* (scheme 1), p. 365.による。

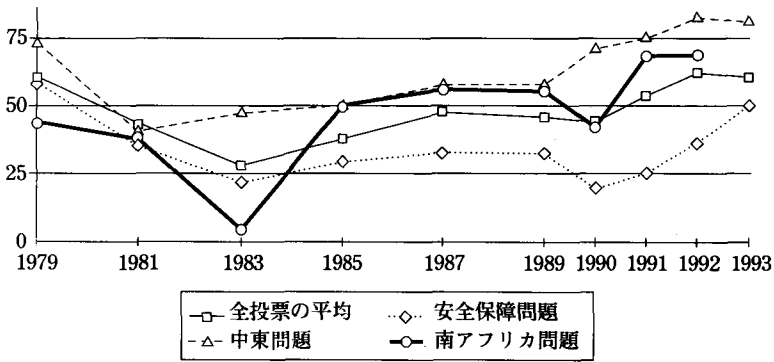
なお、トルコとの間にキプロス紛争を抱えるギリシャ、イギリスとの間に北アイルランド問題を抱えるアイルランド（とイギリス）を除いて考えると、EU国家群の周縁部に位置する国家の場合には、単独で防衛政策を遂行すべしという世論の要請が強く、大国であっても独、仏のようなEU国家群の中心部に位置する国家の場合には、EUと共同防衛（政策）を遂行すべしという世論の要請が認められる。これは安全保障の「地政学」的な側面——つまり、EUの中心部に近い国家では、EU域内で安全保障体制が充実すれば、域外から侵略される可能性が遞減するのに対して、EUの周辺部に位置する国家では、EUの共同防衛（政策）の充実いかんにかかわらず、外部から侵略される可能性を斟酌して、独自の国防政策を採る必要があるということ——の故に、致し方のない傾向であろう。

teiligung: a common defence) に至りうるものである」と規定している。⁽¹¹⁾

ここで「共同防衛政策」とは一説によれば、(EU周辺国である)英国とオランダが提案した文言であり、「例えば、防衛ドクトリン、防衛機密情報、意見交換、訓練、装備といった、国防政策の起草、方向性についての協力」というニュアンスを持つ。これに対して「共同防衛」とは、(EU大陸の中心部に位置する)独仏の示唆に基づく概念であり、「相互の防衛への関与、軍事的統合、最終的には一定の作戦調整作用、共同軍事部隊への参加の可能性を含む、極めて密接な防衛協力」を指す。両論を併記する形で「妥協」を計ったのは小国ベルギーである。前者の「共同防衛政策」は「軍事同盟」を含まない。そこで後者の「共同防衛」が実現しない限りで、オーストリア等の中立国の防衛政策とも両立しうる、とパウロ・ルイフ (Paul Luitf) は解説している。⁽¹²⁾

もとより統一的「共同防衛(政策)」という(究極的な未来における)理想を、(現実感覚に基づいて考えた場合に、具体性が欠除しているが故に)放棄すべきであるという必然性はない。この理想について、ジャック・サンテール (Jacques Santer) 欧州委員会委員長(前ルクセンブルク首相)は、「マーストリヒト条約によって、欧州連合は、共通安全保障政策、究極的には、共同防衛を誓約しています。[中略]世界の主要国との協力関係を再構築した上で、欧州全体の均衡と平和を促進するシステムの建設を、私たちは目指しているのです」と、一九九五年一月にスイスのダボス (Davos) で講演している。⁽¹³⁾だが、「EC/EU加盟国の国連総会での『安全保障』の案件にかかるコンセンサスの比率」を示す図表³でも、コンセンサスの程度は五五%から二〇%前後でかなり低迷している。この点を勘案すると、EUの「共同防衛(政策)」の究極的な実現が(遠い将来において)仮に出来たととしても、その実現までには、相当程度長期の過渡的期間が必要であると判断する「保守的な視点」も兼備すべきである。

図表3：南アフリカ問題、中東問題、安全保障問題という異なった政策分野についての、国連総会でのEC/EU加盟国のコンセンサスの比率



出典：P. Luif自身の計算による。1979年、1981年および1983年の基礎的データについては、Hanna Newcombe/Joyce Litster/Ruth Klaassen/Michael Klaassen/Allison McNaught, Nations on Records: United Nations General Assembly Roll-Call Votes (1978-1983), Second Supplement, Dundas: Peace Research Institute, 1986.による。1985年以降のデータについては、「the Provisional Verbatim Records of the UN General Assembly (国連総会の暫定逐語記録)」によって補完された、(国連)総会が採択した決議・決定についての国連年次印刷物による。

本図表は、P. Luif, ibid. (scheme 1), p. 279.による。

さらにEUの「共同防衛(政策)」を究極的に実現させる現実のプロセスにおいても、一元・中央集権的に欧州委員会委員長が管轄する「国際関係の枠組み」が存在するといふよりも、その現実の権力構造は、英、仏、独、伊などの大国のみならず、オランダ、デンマーク、ベルギー、スペイン、ギリシャ、ポルトガルなどの中規模国家や、場合によっては、オーストリア、フィンランド、スウェーデンのような一九九五年一月一日に新たに加盟した旧中立国、さらに、アイルランド、ルクセンブルクなどの小国からなる、大小異なった構成国の二国間交渉の複層的累積の上に築かれた、総体としてのEU外交の「勢力均衡」の上に、EUの「共同防衛(政策)」が成立する可能性が高いと思う⁽¹⁴⁾。

また経済的な観点から、第一段階の「経済・通貨同盟に至る道」を経て、第二段階の「統一

通貨 (einheitliche Währung) への移行のシナリオ⁽¹⁵⁾を描いてみても、現状では「強化された共通の通貨主権 (gemeinsame Währungssouveränität)」に過ぎない⁽¹⁶⁾と示唆できる。そこで、ルクセンブルクのEU大使ジャン・ジャック・カーゼル (Jean-Jeques Kassel) によれば、通貨政策上は「マーストリヒト条約の第二段階 (一九九九年一月一日までに実現することが予定されている通貨統合と解釈できる)」が成立しなければ、経済・通貨同盟は未だに確固たるものではない。さらに、政治的に共同防衛 (政策) を見れば、それも「共通した政策 (gemeinsame Politik) であり、統一的政策 (einheitliche Politik) ではない」と留保条件が付けられている。つまり、「対外政策上、常に積極的に行動してきた大国は、未だに、(通常、EUの首都と見なされる) ブルッセルの委員会を、この(対外政策上の) 観点で信任する覚悟ができたわけではないからである」とJ・J・カーゼルは疑問視する。特に「防衛の領域と否応なしに結び付く対外政策では」この傾向が強く認められる⁽¹⁷⁾と言う。

つまり最終的に統一、的な(もしくは共通した) 合意内容を確認し、執行するのは、なるほど欧州委員会委員長の役割かもしれない。しかし、小国ルクセンブルク出身の現J・サントールEU政権は、トップ・ダウンで物事を即決するというよりも、ボトム・アップで構築された複合的諸利益の集成物が織りなす(刹那的な) バランスの上に立つ「EUの旗手」といえるであろう。しかもこの場合、ボトムは多元的である。特に「共同防衛 (政策)」の場合には、複数の大国間での主導権争いは熾烈であると言える。

「共同防衛 (政策)」に関して言うならば、大国の主導権性とは、例えば、一九八七年に発足した「独仏旅団 (Franco-German Brigade)」に起源を持ち、一九九一年にフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 仏大統領とヘルムート・コール (Helmut Kohl) 独連邦首相が提唱して発足した、「欧州常備軍 (the European

Corps)」の編成過程に見られる。すなわち独仏両国は、一九九一年一〇月に「独仏旅団」を拡大して「欧州常備軍」を発足させることを提案した。欧州各国はこの提案を受け入れたものの緩慢なものであった。一九九三年六月にベルギーが参加を表明し、一九九四年五月にはルクセンブルクが提案に同調し、一九九四年七月にスペインが続いた。「欧州常備軍」の本部は仏のストラスブルに置かれ、一九九五年六月現在、五万人弱の規模の兵力（うち独軍一八、五〇〇、仏軍一〇、三〇〇、ベルギー軍九、六〇〇、スペイン軍四、五〇〇、旧「独仏旅団」五、二五〇）を備え、一九九五年一月には作戦準備態勢が整った。この「欧州常備軍」は「西欧同盟（WEU）対応部隊（FAWEU: Force Answerable to WEU）」として、一九九三年五月のWEUローマ閣僚会議で正式に発足した。

その数箇月前の一九九二年一月には、アメリカ合衆国の若干の批判を経て、NATO構成国に対する攻撃の場合や、共同で行う平和維持活動に際して、「欧州常備軍」がNATOの指揮下に入ることで、独仏両国は合意した。⁽¹⁸⁾

これに対して他の諸国も、独自に「WEU対応部隊」を編成した。一九九三年五月のWEUローマ閣僚会議では、既に一九七三年五月に設立されていた「英国・オランダ水陸両用部隊 (the British-Dutch Amphibious Force)」も、「WEU対応部隊」になると宣言した。さらに、一九九五年五月のWEUリスボン閣僚会議では、仏、伊、スペインが、EU南部・地中海方面での有事・紛争に備えて、「陸上合同即応部隊 (Army Joint Rapid Reaction Force (WEU))」と「欧州海上部隊 (European Maritime Force (WEU))」を結成するための設立文書に署名した。両部隊も「WEU対応部隊」として優先的に使用され、場合によっては、NATOの傘下でも実働部隊として機能しうるものと想定される。また両部隊には、ポルトガルも参加する予定である。¹⁹⁾このように現下のところでは、多元的な「共同防衛（政策）」が重層的・複層的に並存しているのである。

現状においてEUの「共同防衛(政策)」の実現は、西欧同盟(WEU)に期待されている。西欧同盟は「EUの(防衛政策的な)展開にとつての統合的構成要素」であり、「EUの防衛政策上の枠組みにかかわる決定と行動を作り上げ、実行に移すことが要請される」機関である(マーストリヒト条約第J、四条第二項)。マーストリヒト条約の最終文書の宣言によれば、(その正規の全ての加盟国がEUに加盟している)西欧同盟の加盟国は「純粹に欧州の安全保障と防衛のアイデンティティを發展させて、より大きな欧州の(立場で)防衛問題についての責任を担うことに同意した。このアイデンティティは、継続的な段階(successive phases: mehrere aufeinanderfolgende Phasen)を含む漸次的なプロセス(a gradual process: ein schrittweiser Prozess)によつて追求される」ものである。⁽²⁰⁾

究極的なEU共同防衛体制の下でも「EU市民としてのアイデンティティ」、もしくは「EU市民の連帯意識」は、生まれないであろうと冷笑することは簡単である。だが「共同防衛(政策)」を遂行し、EU市民にEU構成国の一員として戦場で生命を捧げることが要求するためには、A・D・リンゼイ(A. D. Lindsay)が説く旧い⁽²¹⁾考えに基づけば、「EUに対する共通の愛国心」に訴えることが必要であろう。そこで、究極的に幾世代か後の遠い将来には、「一種の欧州合衆国(a kind of United States of Europe)」⁽²²⁾に対する「EU市民の愛国心」が生まれる、と推論する筆者の見解にも、一定限度「道理の感覚」⁽²³⁾が含まれていると思う。なおルクセンブルクという国家では、元共產主義者であるジャン・キル(Jean Kiri)が、「ルクセンブルク千年史」⁽²⁴⁾を執筆して、ルクセンブルクという国家は「千年」も続いている、と左翼の側から——国民の歓心を買うためかどうかは判らないが——愛国心に満ちて殊更に強調するように、日本の左翼に(かつて)見られた国家の「伝統」軽視論——つまり、日本で愛国

的左翼（愛国的社会党員や愛国的共産党員）が稀有であった傾向——とは、大きく異なる世論状況があるという前提で、以上の推論はまとめられていることを付言する。

b. 第二次世界大戦後のルクセンブルクにおける中立政策の変容

一般に、三つのタイプの中立政策がある。

第一のタイプの中立政策とは、「ケース・バイ・ケース（occasional）の（一時的、通常の、単純な、特殊な）中立」、つまり、他国間の特定の戦争に対する一国の中立状態である。国際法は、ある一つの戦争に関して中立を守ることを、あらゆる国家に対して認めている。それは、当該国家が以前いかなる政策を採っていたとしても、認められるものである。反面、ある一つの戦争における「ケース・バイ・ケースの中立政策」は、他の紛争においても中立を堅持することを保証しない。また、スイスが採用する「永世中立政策」の場合に認められるように、平時に一定の（政治的、軍事的、経済的な）中立政策を採ることを、当該中立国に対して義務付けるものでもない。一九〇七年一月一八日の第二次ハーグ平和会議において採択された、「ハーグ協定」の第五部「陸戦の場合における中立国および中立人の権利義務に関する条約」⁽²⁵⁾と第一三部「海戦における中立国の権利義務に関する条約」⁽²⁶⁾に依拠する、古典的国际法は、戦争状態か中立政策かの二者択一のみを許容し、交戦状態と中立の「中間的政策（例えば、好意的中立や非交戦状態）」を認めなかった。だが、一九四五年以降、国連憲章第五条に明記された「自衛権」⁽²⁷⁾に基づいて、個別的・集団的自衛権が認められると、第三国が侵略の犠牲となった国を、あらゆる手段で救

援する権利・義務関係が生じた。そこで、——例えば、一九五〇年六月に勃発した朝鮮戦争時に、日本は国連に未加盟であったが、国連（韓国）軍の側を事実上、支援し、その後、一九五二年六月に国連加盟を申請したが、旧ソ連（この戦争の結果、一九四九年まで旧仮想敵国となった）の拒否権発動により遅延し、ようやく一九五六年二月に正式に国連加盟を果たしたように——国際紛争時に被侵略国の側に立つて、厳格な中立と紛争参加との「中間的政策」を遂行することを、第三国が選択できるようになった。

第二のタイプの、国際法の下における「永世（永久、永続、法的）中立」政策は、当該国に対して全ての戦争・紛争に参加しないことを要求し、また平時には、このような中立政策の障害となる可能性のある、全ての（政治的、軍事的、経済的な）協定への参加、（政治的、軍事的、経済的な）政策を避けるように義務付ける。つまり永世中立国には、「政治的中立」、「軍事的中立」および「経済的中立」の三者が義務付けられている。⁽²⁸⁾ この「永世中立」政策における平時の権利・義務は、国際法上「法典」化されていない。つまり、この「永世中立」政策は、国際「慣習」法の下にあり、政治家と学者の論争の対象であるに過ぎない。⁽²⁹⁾ だが、特に経済的独立性を確保するために、あらゆる関税同盟や経済同盟に加わらない「永世中立国」としての義務は、近年、変更をきたしている。ただし、オーストリア、スウェーデン、フィンランドがEUに加盟し、スイスとノルウェーがEU加盟を検討したからである。その結果、これら中立国家での「中立」の意味が変容して、「受動的中立 (passive neutrality)」の段階から、「積極的中立 (active neutrality)」を経て、「現実主義的対外政策 (realist foreign policy)」の段階へと変遷したと、P・ルイフは分析する。⁽³⁰⁾

第三のタイプである、国際法上の基盤を持たない「継続的（慣習的、習律上の、事実上の）中立」は、「永世中

立」政策が制度化される以前から、「ケース・バイ・ケースの中立政策」を継続することによって生じてきた。スイスでは、「ケース・バイ・ケースの中立政策」から「継続的中立」を経て、遂には「永世中立」に至る手順を踏んで、中立政策を進化させてきた。しかし、自国の立場を「継続的中立」政策と典型的に表明し実践的に多かれ少なかれこの路線を採る国家は、「永世中立」政策を採用した場合に生じる、平時の国際法上の（政治的、軍事的、経済的な）義務には拘束されない。

欧州ではスイスとオーストリアが、「永世中立」政策を採用している。一方で、スウェーデンとフィンランドとアイルランドは、国際法上の根拠を持たない「継続的中立」政策を採っている。さらに、オランダはかつて「継続的中立」政策を採っていた。ベルギーとルクセンブルクは、一九世紀半ばに、国際法に則り「永世中立」政策を採用した。だが第一次世界大戦後、ベルギーとルクセンブルク両国は、その「永世中立」政策を放棄した。このベルギーとルクセンブルクにおける「永世中立」政策の放棄は、幾つかの段階を経て実施された。最初に両国は国際連盟に加盟した。そこで両国は国際連盟規約に明記された、集団的安全保障制度の下で制裁の実施を含む、国際連盟規約上の義務を受け入れた。第二にベルギーは、一九二〇年にフランスと軍事同盟を結び、数年後には、ベルギーの中立政策は形式上、破棄された。しかし第三に、一九三八年になって、ベネルクス三国と北欧 (Nordic) 諸国は、いわゆるコペンハーゲン宣言を起草し、これらの諸国（の中立政策）は「(国際連盟規約上の) 制裁制度によつては拘束されない」と表明した。⁽³²⁾

なおルクセンブルクについては、「永世中立化」政策は以下の順序で廃棄された。「第一に、ドイツは（一九一九年七月九日にドイツが批准し、国際連盟規約を含んだ）ヴェルサイユ条約に一九一九年六月二八日に署名し、ヴェ

図表 4：欧州における「中立国家」の成立と消滅の歴史

習律上の中立

	開始	終了
スウェーデン	1815-1865	→
オランダ	1839	1919/1940
アイルランド	1939	→
フィンランド	1955/56	→

永世中立

	開始	終了
スイス	1815	→
ベルギー	1831/1839	1919/1925/26/40
ルクセンブルク	1867	1919/1940
オーストリア	1955	→

本図表は、Paul Luif氏が作成したもので、P. Luif, op. cit (scheme 1), p. 126.による。

ルサイユ条約第四〇条第二項⁽³³⁾に規定された「ルクセンブルク大公国の永世中立化の廃棄」に同意を与えた。しかし、ルクセンブルクは署名国ではなかったので、これに直ちに拘束されるものではないとの立場をとった。第二に、ルクセンブルクは一九二〇年二月に、この立場を維持したまま国際連盟に加盟を申請した。だが、これは国際連盟によって承認されず、やむなくルクセンブルクは無条件で国際連盟に加盟した。したがってこれによって、ルクセンブルクは永世中立政策の廃棄に「黙示の同意」を与えたものとみなされた。しかし第三に、国際連盟加盟後、ルクセンブルク国内では、当時の憲法第一条に明記された「ルクセンブルク大公国は独立・不可分・不可譲かつ永世中立の国家である」との規定を、議会在改正しようとして試みたが失敗した。第四に第二次世界大戦後、ルクセンブルクは、一九四五年に国際連合、一九四八年に西欧同盟(WEU)、および一九四九年にNATOの各々の原加盟国となった。これを受けて一九四八年に憲法改正を行い、憲法から右記の「永世中立」条項を削除した⁽³⁴⁾。こうして一

般的に解釈すると、ルクセンブルク政府にとつて、永世中立政策の時代は終わりを告げた。

またオランダとスイスの場合には、「中立」政策を採用する以前から、戦争に関与することを避けてきた歴史的伝統がある。スウェーデンは一九世紀前半に同盟政策と中立政策との間で揺れた。一八六三年にスウェーデン国王はデンマーク国王に対して「シュレースヴィヒ防衛同盟」に入ることを約束した。しかし一年後に、デンマークは単独でドイツ（正確には、プロイセン、オーストリア両国）と戦わねばならなかった。（図表4を参照。）なお、この戦争の結果として、デンマーク領土からシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州が割譲されて、ドイツ領土となり今日に至っている。

右記の歴史的経緯の分析から判るように、ある国家が何時「中立政策」に入り、何時「中立政策」を放棄したのかは、必ずしも明らかではないと言える。⁽³⁵⁾この意味で、国際連合憲章に署名し、かつ、NATOと西欧同盟（WEU）の原加盟国となったルクセンブルクは、第二次世界大戦後の現在もなお、その「中立政策」を（部分的であれ）継承している、と自己主張することもできるのである。⁽³⁶⁾

なお、旧稿⁽³⁷⁾——本誌の第51号のb.——では一八六八年制定のルクセンブルク憲法第一〇条の条文——「中立化の宣言が立法府によつて批准されたものとする。法律は中立化の宣言の効力を決定するものとする」——が、改正されないまま現在もなお効力を持っていると記していた。⁽³⁸⁾この条項は、一九四八年五月六日の憲法改正によつて、「国籍（を定める全く異なつた）条項」に変更されたので補訂する。⁽³⁹⁾

c. 「多元社会」の認知——イデオロギー的な「多元国家」論争を超えて——

ドイツの国法学者のカール・シュミット (Carl Schmitt) は、一九三四年に「ヒトラー総統」を「法の保護者」とみなして、「真の総統は常に裁判官でもある」、「総統は司法の下にあるものではなく、それ自身が最高の司法である」、「全ての法は民族の生活権 (Lebensrecht des Volkes) から生まれる」と、極めて断片的だが極右的論考を発表した。⁽⁴⁰⁾ そこで、ミヒャエル・シュトライス (Michael Stolleis)⁽⁴¹⁾ によれば、C・シュミットは「帝国大統領 (ヒトラー) を『憲法の保護者』とみなしたが、その実、この保護者 (＝羊飼い・Hüter) は、自らの手で (守るべき羊の群れを守らずに)、結局のところ、狼 (が出入りできるよう) に門戸を開いた」と酷評されている。

だが、戦後C・シュミットは、ナチスへの関与が軽微であったと判断されて、国法学界に復帰して、その重鎮の一人となった。そこで、彼の戦後再版された『憲法学』の表題紙では、「非改訂版 (unveränderte Auflage)」と銘打って、戦前から戦後にかけて、「転向」していないことを殊更に明示している。こうしてC・シュミットは、自分の書いた著書に (悪く解釈すれば) 「言い訳」を書いた。さぞかし遺憾の極みであったろう。さらに個人的な「感話」を述べると、一九五一年から一九七一年にかけて連邦憲法裁判所の判事を務めた⁽⁴³⁾ ゲルハルト・ライプホルツ (Gerhard Leibholz)⁽⁴⁴⁾ 教授が恩師・清水望早稲田大学名誉教授に語ったところでは、一時期のC・シュミットは、「確かにナチ的であり、この意味では、危険であった」という。

「なぜ、C・シュミットが (一時的であれ) 極右に偏向したのか」また「いかなる意味でC・シュミットは右翼

的であつたのか」という問いを説明することは、容易ではない。だが、その解答の糸口となる事實は、「なぜ、彼が《反多元主義論者》となつたのか」という問いに対する、解答の内に隠されていると筆者は判断する。多元主義を敵視する彼の立場で特徴的なことは、彼がアングロサクソンのデモクラシーの政治的現実を見て《反多元主義論者》となつたのではなく、イギリスの社会〔民主〕主義者ハロルド・J・ラスキ (Harold J. Laski) —— なお、ラスキは、一九二六年にイギリス労働党に入党した。一九三六年には党の執行委員、一九四五―四六年には委員長にまで登りつめた。その際に、一九四五年のC・アトリー (Clement Attlee) 政権樹立に至る労働党の大勝に大きく貢献した。——の論説⁽⁴⁵⁾を読んで《反多元主義論者》となつたことである。そして、ラスキ——なるほどラスキの論理の中には、不明確なところが一部、認められるが——の「主権論の多元主義」的学説の中に、C・シュミットは「(多元的な) 集団の行動が国家を解体させる傾向」を看取して、それを「危険」と判断したのである。⁽⁴⁶⁾

上記の傍証となる事實は、C・シュミットが記した当時の文献群の中に隠されている。つまり、彼が多元主義を批判している論文は、(筆者が収集した範囲内では) 最初に (C・シュミットが二九歳で著した) 一九二七年八月刊行の『ハイデルベルク社会科学・社会政策雑誌』(に掲載され、一九三二年に初版が刊行された『政治的なもの概念』⁽⁴⁸⁾) でラスキ批判をしてから、五年以内 (一九二九―一九三二年) に書かれている。そこでは、「国家の統一」に反するものとして「多元主義」を捉えていた。つまり、「国家の統一」か「多元主義」か、という二者択一論である。⁽⁴⁹⁾ここで展開された二者択一論的傾向は、「友敵論」と同じ構造であつた。この「友敵論」が誤つて発展し、彼の著しい反共主義、ひいては(部分的に) 親ナチ主義へと至つたのであろう。二九歳から三四歳という年齢は、得てして一面しか見えずに、一つの傾向に染まってゆきやすい学者としての「若年期」に相当する。戦後(分

別をわきまえる年齢になつて以降)、彼が「復権」できた理由も、そこら辺にあると推定する。

なお、私見によれば、あれか、これかの二者択一論による単純化の思考構造に陥つた分析者は、得てして両者の中間に所在する、——(一)あれも、これも同時に清濁合わせ飲むまいな共用者、(二)あれでも、これでもない中立的な立場に立つ第三者、(三)半分あれで、半分これである不徹底な折衷論者、(四)あれにも、これにも関心がないノン・ポリ(政治的無関心者)、(五)このようなイデオロギー的闘争に巻き込まれることを、積極的に回避する政争忌避者、等々の事例という——広範囲にわたる、多種多様な中間層を、無視して短絡的傾向に陥るといふ、誤謬を犯しやすい。これは政治思想家C・シュミットの欠陥でもあつた。なるほど、C・シュミットは彼自身の(尺度によれば)正当な理由によつて「反共主義者」であつた。だが、C・シュミットのように、「反共主義」を唱えることが直ちに「親ナチ主義」につながるといふ、誤謬を犯さないことが肝要である。西ドイツには、強固な「反共主義者」であると同時に徹底した「反ナチ主義者」である、G・ライプホルツ⁽⁵⁰⁾のような見習うべき事例が多々あるからである。とりわけこのような「反共・反ナチ主義者」として、重大な責務を担つたのは、初代連邦首相コンラート・アードナウアー (Konrad Adenauer) であつた。⁽⁵¹⁾

多少話は飛躍するが、一般に今日の民主的憲法体制の下では、一九七八年二月二九日の『スペイン憲法』第一条および第六条⁽⁵²⁾に明記されているように、政党の多元的な並立状況、すなわち「政治的多元主義 (pluralismo politico)」は認められている。だが、(西)ドイツでは「多元的民主主義」なかんずく「多元的国家」観を、今日の『ボン基本法』で確立された原理として認めるか否かについて、ドイツの二大政党のデモクラシー観の上では、論者により意見を異にしている。CDUのH・コール連邦首相はこの点について否定的である。彼によれば、「外

ならぬ多元的社会 (pluralistische Gesellschaft) においてこそ、国家が「広範なコンセンサスを保持することが重要である」と論じて、「多元的社会」は認めても、「多元的国家」は認めない立場を採る⁽⁵³⁾。他方、SPDのヘルムート・シュミット (Helmut Schmidt) 前連邦首相は、かつての「利益集団の多元主義」が「国論の左傾化」を指していたことを是正し、全体主義国家 (すなわち、共産主義国家とナチズム国家の両者) との本質的な相違を示す、メルクマールとして「自由で民主的な法治国家の多元主義」という概念を提起している⁽⁵⁴⁾。

翻つて見ると、ルクセンブルク社会は、外国人の比率が三〇%を超え(ルクセンブルク市内では、さらに四〇%を超える外国人が生活する)、超国際的な「多元的社会」を運営している。この国の社会が多元的でないという人は、極めてわずかであろう。しかし一旦、ある「社会」が多元的であると承認された場合には、その「国家」——極めて包括的で抽象的な一つの概念としての「国家」——も多元的であるか否かを論争することは、(右に記した(西) ドイツの実例のように) 論争者の思想・イデオロギー的傾向を示す以外には、不毛に終わる虞が認められる。だが、国家と社会は切り離せない側面もある。そこで、「百%多元的国家である」とか「百%そうではない」という、杓子定規な解釈よりも、社会が著しく多元的である以上、二〇〜三〇%程度は当該国家のある部分では——例えば、(一)『ベルギー憲法』の(一九七〇年二月二十四日)増補⁽⁵⁵⁾された) 第六条の二が定める「イデオロギー的および哲学的少数者の権利および自由」、(二)自由選挙に際しての複数政党による多元的代表制度、(三)(旧東ドイツ諸州の州憲法など、近年、現統一ドイツで制定・改正された) 九つの『州憲法』⁽⁵⁶⁾上の(野党 (Opposition) の権利と自由を明記する) 『野党条項』など——多元的側面を持ち併せていると分析した方が、より柔軟で発展性があると思う。

おわりに——ルクセンブルクの「親米的中立政策」と経済的繁栄——

最後に、ルクセンブルクの戦後期の「兵役」制度について付言する。この分野は、一九三七年以来、戦前の内閣で、また戦時中の亡命政権で、および戦争直後に、ルクセンブルクの外務大臣を一貫して務め、戦前からの「中立政策」を継承したヨーゼフ・ベッヒ (Joseph Bech: 後に一九五三年一月—一九五八年三月まで首相) が所轄していたものである。(六月二十五日に朝鮮戦争が勃発した) 一九五〇年の末に、(中道右派政党であるキリスト教社会国民党 *Chreschtelech Sozial Volkspartei* = *CSV*) 党指導部の報告書によれば、J・ベッヒは「アメリカ政府の軍事的貢献だけでは十分ではなく、それ故、我が国 (ルクセンブルク) もさらに以下のような提案をするつもりであると強調した。すなわち、ドイツ国防軍にかつて属していた全ての青年男子は、予備役軍人とみなされ、定期的に二—三日間の軍事訓練に召集される。加えて兵役は六箇月から一箇年へ延長される」と。このように *CSV* の J・ベッヒ外相は明らかに親米派であった。⁽⁵⁷⁾ このような親米派である J・ベッヒ外相が、政権担当者として外ならぬ一国の「中立政策」を遂行するところが、(かかつての) 日本における左翼に偏重した中立政策⁽⁵⁸⁾ の提唱者達とは異なっていた。⁽⁵⁹⁾ しかし、その後「兵役」の必要性は漸次になくなり、旧稿⁽⁶⁰⁾——本誌の第51号の b.——で指摘したように、一九六七年六月二十九日に廃止された。

なお、ロバート・A・ダール (Robert A. Dahl) とエドワート・R・タフティ (Edward R. Tufte) の共著「規模とデモクラシー」によれば、「国家の指導者との権力・知識・コミュニケーションの上での直接的なつながりを

国民が保つためには、小さな政治システム（つまり小国）は適している⁽⁶¹⁾。また、「規模の経済 (economies of scale) という観点では、経済システムの規模が大きくなればなるほど、有利に（なり、規模が小さいと不利に）なる⁽⁶²⁾」と言う。小国ルクセンブルクは、一方で、政治的には極小国家であり、その点で小国特有の国内民主体制の恩恵にあずかっている。他方で、経済的にはEU（欧州連合）に加わって、効率の良い大きな経済圏の利便性を享受している。経済的に繁栄⁽⁶³⁾するために、ルクセンブルクは、稀にみる好位置にいますと見えよう。

注

(1) 旧稿では、領土の広い国（もしくは管轄・支配権の及ぶ範囲が広い国）では、国防費が増増すると説いた（拙稿「研究ノート」欧州における独立国としての小国の地位——ルクセンブルクの言語、軍隊、通貨をめぐる——」『早稲田社会科学研究第51号』（一九九五年）一五九—二六一頁。）。だが、大国（人口の多い国）では国防費が増増すると、すでにR・タールとE・タフトも分析していた（Robert A. Dahl/Edward R. Tufte, *Size and Democracy*, Stanford U. P., 1973, pp. 122, 124-125. ロバー・A・タール/エドワート・R・タフト著、内山秀夫訳『規模とデモクラシー』（慶応通信・一九七九年）二〇一、二〇三—二〇四頁。）。ただし、両者の相違は、拙稿がこの場合「領土の面積」を大国の尺度としているのに対して、タールとタフトイはもっぱら「人口」を尺度としていた点である。

(2) 旧稿—注(1) 前掲研究ノート、第51号—では、欧州におけるルクセンブルクよりも「より小さな小国（＝極小国）」とルクセンブルクを捉えた。本稿では、ルクセンブルクよりも「より大きな小国（＝中小国）」とルクセンブルクを検討したいと思う。「より大きな小国（＝中小国）」は、中立政策を探ることが多い。そこで、本稿では多くの紙面が「中立国としての小国」の分析に割かれている。「中立国としての小国」の一覧表については、本文の図表4と、本稿の注(59)に所収の図表6を参照されたい。

(3) 拙稿、注(1) 前掲研究ノート、一五三頁。

- (4) 拙稿「小国ルクセンブルクの反ナチ抵抗」『早稲田社会科学研究第55号』(一九九七年) 一三〇頁。
- (5) *Der Fischer Weltatmanach 1996*, Sp. 97 (Belgien), 157 (Deutschland), 271 (Frankreich), 442 (Luxemburg).
- (6) *Der Fischer Weltatmanach 1996*, Sp. 158 (Deutschland), 443 (Luxemburg).
- (7) 『朝日新聞』一九九二年二月一七日、二四一面。『朝日新聞』同年二月一九日、二三三一面。『*The World Almanac and Book of the Facts 1996*, World Almanac Books, 1995, p. 918.』によれば、M・シラルテリ(ルクセンブルク)は一九八五、八六、八九、九一、九三年の計五回、ワールド・カップ・アルペン・チャンピオン(World Cup Alpine Champion)になっている。これは男子では、一九六七年以降のW杯史上、過去最高の累積回数である。なお余談であるが、アルペン王国には小国が多い。一九六七年から一九九五年の統計で、男女五八名のW杯アルペン・チャンピオンを個別に分類すると、小国累計四二回(内数回スイス一七回、オーストリア一三回、ルクセンブルク五回、スウェーデン三回、リヒテンシュタイン三回、ノルウェー一回)、大国累計一六回(内数回イタリア六回、アメリカ四回、フランス三回、カナダ二回、西ドイツ一回)となる。但し、これは、小国の国民にスキーマの才能が特段にあるということではなく、辺境・山岳地帯に位置する小国が多いことと関連するであろう。
- (8) 一九四一年一〇月に、ナチスが国勢調査の実施にからませて、ルクセンブルク国民は異口同音にこの要求を拒否した。するドイツ人であることを公式に表明する書類の提出を要求したとき、ルクセンブルク国民は異口同音にこの要求を拒否した。すなわち、「われわれはルクセンブルク語を母国語とするルクセンブルク人である」と、彼らはきっぱりと断ったという。(今来陸郎編『中欧史(新版)』(山川出版社・一九七一年)二二六ページ(古賀秀男)。なお、R. A. Dahl/E. R. Tuft, op. cit. (note 1), pp. 132. 邦訳、二二五頁によれば、ルクセンブルク大公国は、言語政策上から見ると「文化的な調整が成功した」事例に相当する。すなわち、文化系の「大学がないことは、外国に留学する学生が国際的な見聞を広めるのに役立つ」。また、小学校から英語を教えている」ことを考えると、母国語であるルクセンブルク語、公用語であるドイツ語とフランス語と共に、国民があまりなく三箇国語ないし四箇国語を操ることになる。さらに「通常裁判所ではフランス語が用いられ、議会(の審議)ではルクセンブルク語とフランス語が、一般紙(新聞)では(一部に)フランス語の記事もあるが」主としてドイツ語が用いられている。こうして各言語の棲み分けも出来ている。)
- (9) 「AD市民権(Die Unionsbürgerschaft, Citizenship of the Union)」ないし「EU市民(Unionsbürger, Citizens of the Union)」という用語は、マーストリヒト条約の採択と同じ日、すなわち、一九九二年二月七日に改正された「欧州共同体設立

条約」第二部に記載されている(手短な)人権宣言の表題と条文に拠る。(Bearb.) Thomas Läufer, *Europäische Union-Europäische Gemeinschaft-Die Vertragstexte von Maastricht*, 1994, Europa Union Verlag, S. 128-130, Richard Corbett, *The Treaty of Maastricht*, Longman, 1994, pp. 389-390.)

(10) ルクセンブルクの「外交立国」と直接的に関連する、「国際関係論」または「国際政治学」上の小国論については、百瀬宏著、「小国：歴史にみる理念と現実」(岩波書店・一九九〇年)および百瀬宏編『ヨーロッパ小国の国際政治』(東大出版会・一九九〇年)に所収の、小久保康之「第一章：ベネルクス三国—欧州統合と小国外交—」を参照のこと。

(11) T. Läufer, a. a. O. (Anm. 9), S. 25. R. Corbett, op. cit. (note 9), p. 431.

(12) P. Luitf, op. cit. (scheme 1), p. 42.

(13) 『ヨーロッパ・特別増刊号—シャック・サンテール委員長特集』(駐日欧州委員会代表部広報部・一九九六年)四頁。

(14) この判断の根拠は、R. Corbett, op. cit. (note 9), pp. 95-505. に所収の、「マーストリヒト条約成立過程にかかる膨大な関係資料を、私見によって「傾向」分析した結果から類推解釈したものである。

(15) Europäische Kommission, *Wirtschafts- und Währungsunion*, Luxemburg: Amt für amtliche Veröffentlichungen der Europäischen Gemeinschaften, 1996, S. 17f. 例えは(統一)ドイツで「統一通貨への移行の(法的・制度的)シナリオ」は以下のように描かれている。一九九二年二月七日に署名されたマーストリヒト条約が、一九九三年一月一日に発効するのに先立って、ドイツでは一九九二年二月二日にボン基本法を改正した。改正された第三十条【EU】第二項第二文で「連邦は、連邦参議院の同意を得た法律によって、国家高権(主権作用: Hoheitsrechte)——の一部(と解釈できるが)——をEUに委譲できる」と定めた。さらに「第八八条【連邦銀行】に増補された第二文は、本位貸・発券銀行である「連邦銀行の任務と権限を」(連邦は)EU域内で(独立して)物価安定の保証を最優先の目的とする義務を負う」欧州中央銀行(Europäische Zentralbank)に委譲する」と規定した(T. Läufer, a. a. O. (Anm. 9), S. 273, 276.)。

(16) Europäische Kommission, ebd. (Anm. 15), S. 14. には「統一的な通貨への移行が国家の通貨主権の喪失を意味する(と解釈する)当事国もある」が、しかし「今日において現実の通貨政策が、とれだけ(国家間で)独立性を持っているのか」という点も疑問視されると併記されている。

(17) “EU-Botschafter Jean-Jacques Kassel (Wir Luxemburger haben keine Wahl..)”, *REVUE*, Nr. 43, 23. Oktober 1996, S.

26-29 (27-28).

- (18) P. Luif, op. cit. (scheme 1), p. 76.
- (19) P. Luif, op. cit. (scheme 1), p. 77.
- (20) P. Luif, op. cit. (scheme 1), p. 43. T. Läufer, a. a. O. (Ann. 9), S. 25, 104. R. Corbett, op. cit. (note 9), pp. 431, 478.
- (21) A. D. Lindsay, *I Believe in Democracy*, 1940, Oxford U. P., pp. 1-63. ナチス・ドイツ軍がドーバー海峡に迫り来て、イギリスが侵略される「危急存亡の秋」に直面して、A・D・リンゼイは、「我々は若人に対して、テモクラシーの為に、生命を捧げることを要求しているのである」と述べて、イギリス国民の愛国心を鼓舞した (p. 5)。
- (22) ここに言う「一種の欧州合衆国」とは、本来、一九四六年九月一九日にW・チャーチル (Sir Winston Churchill) イギリス保守党 (当時、野党第一党) 党首が、スイスのツューリッヒ大学で述べた言葉である。(拙稿「戦後のSPDの出発点に関する一考察」『早稲田社会科学研究第42号』(一九九一年) 九八〜九九頁)。
- (23) ここに言う「道理の感覚」とは、本来、無教会基督教の創始者である内村鑑三の精神的影響下にあったが、基督教徒とはならなかった。天野貞祐が一九三七年に上梓して、戦争の災厄性と軍事教練の有害性を指摘した、書物の名前に由来する。(拙稿「ボン基本法における人間の尊厳 (5) ——人間の尊厳とは何か (2) ——」『早稲田政治公法研究第27号』(一九八九年) 二四六〜二五七、二六四頁) 天野が一九五〇年五月から五二年八月まで、吉田茂内閣で文部大臣を務めたことを考えると、日本の戦後教育は比較的正しい方針に則って行われた、と解釈しても良いであろう。
- (24) Jean Kill, *1000 jähres Luxemburg: Woher? Wohin?*, C. O. P. E., 1963.
- (25) 横田喜三郎・高野雄一編「国際条約集一九九一」(有斐閣・一九九一年) 五五三〜五五四頁。
- (26) 同前書、五五五〜五五六頁。
- (27) 同前書、一〇〜一一頁。
- (28) Luif, op. cit. (scheme 1), p. 128.
- (29) Luif, op. cit. (scheme 1), p. 124-125.
- (30) Luif, op. cit. (scheme 1), p. 139.
- (31) ヘルギーの「永世中立」政策の廃棄は、第一次世界大戦中にドイツ軍によって、中立を侵犯された苦い経験に基づく。そして

第一次世界大戦中に、国王アルベール一世 (Albert I.) が指揮するベルギー軍は、フランドル地方の一角に踏みとどまって、英雄的な抗戦を続け、連合国の勝利に多大の貢献をした。(在ベルギー日本国大使館編、外務省欧亜局監修『ベルギー王国・ルクセンブルク大公国便覧』(日本国際問題研究所・一九六一年)一〇一―一二頁。外務省欧亜局西欧第一課編『ベルギー王国・ルクセンブルク大公国』(日本国際問題研究所・一九八六年)一六頁。)だが当時のベルギー軍内部では、ワロン語(フランス語)を話す将校集団と、フランテレン語(オランダ語)を話す一般兵士の間で、不満や反感が認められたとの異説もある。(栗原福也『ベネルクス現代史』(山川出版社・一九八二年)一六一頁。)この説は、ベルギー国内の世論を分断するために、ドイツ占領国軍が惹起した「陰謀」の可能性もある。しかし当時、国王アルベール一世指揮下のベルギー軍は仏英連合軍と共に、エイゼル(イゼール)川とイーベル市を結ぶ運河の線まで撤退して、河口ニールポルト港の水門を開いて、エイゼル平野に洪水を起こし、ドイツ軍のイーベル市進駐を阻止した(栗原、同前書、一五九頁)。ともかくも、小国ベルギーは必死の抵抗を試みた。この点で、確かに英雄的であった。

(32) Luit, op. cit. (scheme 1), p. 125-126.

(33) Hsg. v. H. Michaels/E. Schraepfer, *Ursachen und Folgen: Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, Dokumenten-Verlag Dr. H. Wendler & Co., Bd. 3, S. 330, 393 (Dokument Nr. 733).

(34) 外務省欧亜局、注(31)前掲書(一九六一年版)、五〇―五一頁。同前書(一九八六年版)一〇三―一〇四頁。

(35) Luit, op. cit. (scheme 1), p. 126-127.

(36) 本文に言う「永世中立」条項の廃棄後も、ルクセンブルクは「永世中立国」であると、(中道左派政党であるルクセンブルク社会主義労働者党 Letzeburger Sozialistesch Arbeiterpartei || L S A P の支持者でもあった)筆者の友人パトリック・ハイン(Patrick Hein)氏は、一九九三年当時なお、個人的に主張していた。これは日本国憲法第二章(第九条)が、自衛隊の編成後に、事実上、法規として文字通りの実効力を伴わないにもかかわらず、戦争放棄の「宣言」を改正しようとはしない日本国民と、同質の政治意識に依拠した言葉である。もとより改憲しないのは「衆愚政」の故である、いとも簡単に批判できる。しかしながら、現状は如何なるものであれ、過去の一時代に採択された「戦争放棄」条項や、かつて実効力を持っていた「永世中立」条項を想起して、国論が立ち返るべき「根本原理」を保持していることは、対外的にも誇りうる。その点で部分的に、例外的状況

の下 (ausnahmsweise) では、象徴的な意味を持つ。つまり、意義あるユートピア論となる。

一九八九年二月のマルタ会談で、米ソ間の「冷戦終結」が宣言された。一九九三年八月以降、日本では政権交代が生じた。その後、次に来るべきものは「憲法改正」であるとの風潮が、一時的にせよ見られた。とりわけ、冷戦終結直後の一九九〇年二月当時、衆議院で二一六議席を占めていた、護憲政党である野党第一党・社会党が、第一に、選挙制度が変わり、第二に、五二議席を占める民主党などに分裂したにせよ、一九九六年一月には旧社会党(現社会民主党)としては、一五議席にまで議席数を減少させた。この点を考え併せると、この「憲法改正」接近説もしくは「憲法改正」待望論はうなずける。しかし、「改憲」は一九九八年一月現在なお実現していない。それはなぜか。当該「憲法改正」接近説もしくは待望論の存在を認知した上で、「野党と少数反対意見の自由」の観点から、以下に十二の原因を記して分析する。

日本の場合、政権交代が部分的であった、という【政治機構論上の理由】が挙げられる。つまり、第一に、(西)ドイツと比較)するならば、野党SPD(社会民主党・中道左派)への「政権交代」と、国防政策上、野党SPDが主権を運営するための必須条件となる「憲法改正」は、結び付くべきものであった。そこで、一九九九年一月発足のW・ブラントSPD/FDP(自由民主党・中道中間派)連立内閣に先立って、一九六六年二月に発足したK・G・キーンガーCDU(キリスト教民主同盟・中道右派)首班・ブラントSPD副首相兼外相連立内閣が、一九六八年六月に憲法改正を遂行した。その後、SPD/FDP連立内閣は、一九八二年一月まで約十三年弱の間、存続した。しかし、ドイツの全面的政権交代 (total change of power, totaler Machtwechsel) と、日本の——連立与党の一部に旧社会党が加わった——部分的政権交代 (partial change of power, teilweiser Machtwechsel) では事情が異なる。日本のような部分的政権交代では、必ずしも「改憲」が絶対的に必要とはならなかった。それでも旧社会党は、戦後の日本の国防政策を追認して、一定の譲歩を見せている。

第二に、反共主義国家(西)ドイツは、東西に国家が分断され、東西冷戦の境界線上に位置している。これに対し、韓国という軍事的緩衝地帯が、旧共産圏との間に位置する日本では、【国防政策の緊要度が低い】。日本は第二次世界大戦に敗れた後、国防政策をアメリカに依存し、自主軍備を考えてこなかった。今後も日本が自主軍備を考えない方が、超大国アメリカにとっては、日本国内の米軍基地を自由に利用できることから有利になる。これは、沖繩のように悲惨な事例を除くと、日本にとっても、国防負担額が少なく済むという利点を持つ。この微温的な「なれ合い体制」は、比較的長続きするであろう。

繰り返しになるが日本の政権交代は、政権の中核を占める自民党(もしくは旧自民から分裂した保守勢力)が、社会党の選挙

基盤が事実上崩壊した前後に、過渡的にその残党を受け入れた結果として生じたものに過ぎない。それに対して第三に、「スペインと比較」すると、スペインのゴンサレス社会労働者党・単独政権は一九九六年三月ないし五月まで十三年以上も続いた。そこで、一九八二年二月に発足したゴンサレス政権が、一九八六年三月に国民投票でNATO加盟存続を勝ち取り、左翼に偏重しないことを内外に示して、政権基盤を充実させたのである。(若松隆「スペイン現代史」(岩波新書・一九九二年)一七二―一七七頁)。「スペインの場合」「憲法改正」ではないが、一国の国防制度について国民投票を行った先例として参照した。要するに、(西)ドイツでもスペインでも、十三年の長期にわたって、保守政党が野党として過ごすための備えとして、憲法改正(もしくは国民投票)を行い国防政策を確定したのである。

右記の政治機構論上の理由の他に、左に記された幾つかの小さな原因がある。

第四に「対外政策上の要因」、仮に、具体的な「改憲」作業に立ち入るならば、旧ソ連崩壊後の唯一の仮想敵国である、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の反感を買う虞があり得策でない。第五に「戦後史の禁則」、経験的に言えば、右派が「改憲」論を主張するのは、現在の国防政策に対する支持を得るためである。つまり、徒に政争を惹起させる「改憲」作業には入らないとの不文律があった。例えば、本来は改憲論者である中曽根康弘首相さえもが、冷戦下の彼の内閣で、「改憲」を政策課題としなかった。第六に「冷戦の遺物」、冷戦期の日本の政治状況の下では、一方の護憲論が親ソ的イデオロギーの産物であったため、他方の改憲論も親米的イデオロギーの色彩を強く持たざるを得なかった。このようなイデオロギー的な対立軸それ自体が、「政策論争」を行うべき冷戦後の時代にはそぐわない。したがって、それが如何なるものであるべきかは未だに判然としないが、冷戦後の新体制の下で、新しい与野党関係が構築される必要がある。第七に「旧野党第一党の存在意義」、社民党は自衛隊を容認した。だが他方で、「改憲」阻止は、開外協力を行う社民党にとっては、一時的であれ、その存在意義となつている。第八に「旧左派の理論的空白領域」、ソ連邦の不幸な崩壊の後で、旧宗主国を失った左派にとっては、「改憲」を認める充分な理由付け、もしくは理論的根拠が全く出来ていない。かつて三分の一以上、二分の一以下の勢力を誇っていた左派を、全く軽視するか、ほとんど無視して「改憲」が行えろと仮想したのは、右派の思いがりであった。第九に「短期的要因」、バブル崩壊後から続く長期不況が深刻な時に、無用な政争を強いて、緊要な不況対策の進捗を妨げることは、避けるべきとの判断が働いている。第十に「儒教国家日本の縮図」がある。すなわち、一九四五年以前の軍国主義時代に、青少年であった現在八〇歳代の人々(Ⅱ祖父の世代)と、一九六〇年代の安保闘争時代に、左翼学生であった現在五〇―六〇歳代の人々(Ⅱ父親の世代)との間で、世代間

の紛争が惹起することを、日本国民が望まないからである。特に、日本の長老国家秩序を考えると、世代間で論争を起こす「お家騒動」は好まれない。保守化した新人類世代（Ⅱ新入社員世代）は、この論争では何れにも加担しない。彼等・新人類は傍観者となるであろう。以上の四から十が、橋本龍太郎現政権が「改憲」を具体的な政策としない、理由として考えられるものである。

さらに第十の【世代間論争】とも関連するが、第十一に【不可逆的な時の流れ】がある。かつて軍国青年であった「祖父の世代」、すなわち憲法改正を唱える翁達が、天寿を全うして世を去ると、「改憲」が一層遠のくことになる。その後には「改憲」という政治項目さえも忘れ去られる一時期が来るであろう。つまり、改憲論をその生命線とする強固な一世代が消えるからである。第十二に【政治的安定性】の問題がある。政権交代以降、保守政党全体の議席数は飛躍を遂げ、全体としては保守化が進んでいる。この時期に、にわか改憲論を醸し出して、より一層国論を右傾化させることが得策ではないとの、自制力が保守政党の側に働いている。つまり、民主政治の安定性の根源としてのバランス感覚から、改憲を議事日程に乗せないでいる。もとより、この第十二の論換は、将来的には憲法改正が実現する、との前提の下でのみ論じられるものである。しかし、ある法律が制定されて以降、時間が経てば経つ程、当該法律が改正される可能性は高まる。この一般論に従えば、時代が後代になればなる程、憲法改正の蓋然性が強まる。そこで、政権交代制度が定着するまで、改憲論の登場が一時的に猶予されると分析できる。

余談だが、仮に人口の〇・五%であっても、憲法維持に生命を賭けて、憲法改正に決死の覚悟で反対する「過激派とそのシンパ」がいたとする。すると、日本のように治安の良い法治国家であっても、憲法改正作業と対決する強固な反体制勢力が出現する。究極的にこの場合、日本国内ではかつて経験されなかった「疑似宗教戦争（イデオロギー戦争）」が勃発する。それは危険な修羅場になる虞がある。賢明なる政権担当者であるならば、この事態は避けるであろう。

今後一〇年ないし二〇年以内に、「改憲」が起きるか否かは、全く予断を許さない。しかし、仮に相当程度の期間の後でも、「改憲」に至らなかった場合には、以下の【第一の仮説】が検証されたことになる。つまり第一に【根本的原因Ⅱ仮説】、世論調査ではなく世論操作によって、よしんば「改憲」論が過半数であると示唆しても、国民の堅固な民意は、実は現状維持（Ⅱ自衛隊合憲論および護憲論の共存）であった、との認識が判明したに過ぎなかった、と。

さらに【第二の仮説上の説】として、アメリカ合衆国の世界戦略上、在日米軍の駐留が不要になり、日本から撤退するならば如何なる状況になるか、という仮説上の問いがある。【仮説ⅠA】として、アメリカが日本国憲法の「改正」を撤退の条件とす

るならば、話は早い。日本側も日米安保条約が廃棄される直前に、「国民投票」を行い軍備保持を合憲化するに至るであろう。米軍撤退の交換条件となる「改憲」に対しては、旧社会党（旧護憲派）も、それに反対する道理はない。そうではなく、米軍が無条件で撤退した【仮想—B】の場合にも、自由意志に基づいた「憲法改正」が必要になる。（『南原繁著作集』第九卷（岩波書店・一九七三年）一三九頁を参照。）なぜなら、軍事的空白領域を作ることには、一般常識からも許されないからだ。但し、これら【仮想上の説】が成立するためには、二つのコリア（北朝鮮・南韓国）、二つの中国（中共と台湾）の四箇国を巡る紛争の解決が、必要不可欠な前提条件となる。そして、これら二組の二箇国間で平和条約が締結される【仮想未来】においては、日本の軍備費も、一九六八年度から一九七五年度の対GNP比国防費の実績（平均値）である〇・八三九〇程度（完結 昭和国勢総覧 第三卷）（『東洋経済新報社』一九九一年）二八九頁、図表17—69を参照。）に、抑制しうるであろう。

仮に、【第一の仮説】が続く期間を今後一五年程度、【第二の仮想上の説】が実現する【仮想未来】を、四〇年ないし五〇年後と仮定する。そうすると、残余の一五年後から四五〇年後までは、徐々に国論が右傾化・保守化していく時代となる。その間、周辺国の潜在的な国際紛争は解決されず、日本は「憲法改正」にゆっくりと近付いて行くことになる。現実には、国民投票を経て「憲法改正」にたち至るか否かはわからない。だが、この場合には、悲観的・自己抑制的な雰囲気具象化されるであろう。そして、政治家の手腕が最も問われることになる。なぜなら、「夢なき状況」の中で「夢」を語る必要が生じるからである。

万一、今後「憲法改正」が行われて、憲法上の明文規定が軍備保持を合憲化しても、日本国憲法第二章（第九条第一項）に定められた、戦争放棄を掲げた一九四六年一月三日の「宣言」（＝一つの夢）の効力は、依然として有効であり続けるであろう。また、旧社会党が自衛隊と防衛政策を承認した今日なお、比較的多くの憲法学者が第九条第二項の「戦力不保持」原則を支持しているのも、右の象徴的意味においてである。これが、ルクセンブルクの永世中立宣言が持つ政治的含意の視点から分析した、日本国憲法第二章（第九条）の存在意義である。

(37) 拙稿、注（一）前掲研究ノート、一五六―一五七頁。

(38) Malou Weirich, "The Grand Duchy of Luxembourg", (ed.) A. P. Blaustein/G. H. Flanz, *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana, February 1985, p. 20. を参照。

(39) Pierre Majerus/Jean-Mathias Goerens, *Das Staatswesen im Großherzogtum Luxemburg*, Großherzogtum Luxemburg Staatsministerium Informations- und Presseamt, 1989, S. 70.

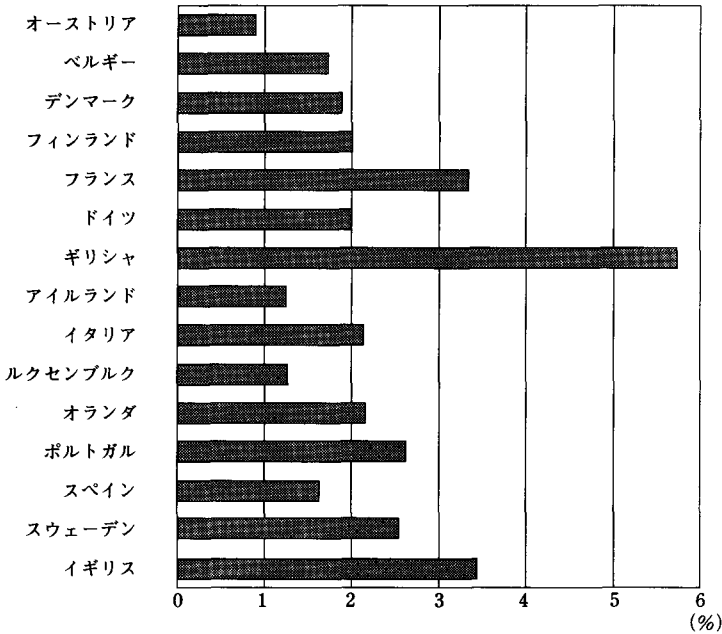
(40) Walter Hofer, *Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945*, Fischer, 1058, Tausend, 1990, S. 105-106, Dokumente 55. フルター・ホーファー著、救仁郷繁訳「ナチス・ドキュメント」(ベリかん社・一九八二年)一三九―一四〇頁。この中でC・シュミットは、テロを合法化して、(公式には七七名、実際には一五〇―二〇〇名位の人々に対して)流血の粛清を行った。一九三四年六月三〇日の事件について、「ドイツ法律家新聞」(一九四五―九五〇頁)紙上で、一九三四年八月一日に『総統は法を護る』と銘打って、ヒトラーを擁護した。(Karl Dietrich Bracher, *Die Deutsche Diktatur*, Verlag Kiepenheuer & Witsch, 2. Aufl., 1969, S. 262-264. K・D・ブラッハー著「ドイツの独裁」(岩波書店・一九七五年)四三四―四三五、四三七頁。)

その際に、C・シュミットが個人的に最も「政治的なるもの」であると称賛した国家の捉え方、ひいては彼の国家観・権力観(二つの疑似イデオロギー)は、事後的に見れば誤っていたと、現在の時点から回顧すれば判明する。しかし「仮に同時代に我々が生存していたならば、ナチズムに対して如何なる反応をしたか」という点で、筆者は自信を持ってない。なぜなら、Max Picard, *Hitler in uns Selbst*, Eugen Rentsch Verlag, 1. Aufl., 1946, M・ピカート著、佐野利勝訳(第三版の邦訳)『われわれ自身のなかのヒトラー』(みすず書房・一九六五年)の表題が暗示するように、権力欲がもたらした(過去の)悪業を早くも忘れて、徒に権力を指向する右翼的傾向、つまり、国家(的なるもの)を疑似神格化して、自己陶醉に陥る心理学的な傾向は、われわれ万人の中に潜んでいるからである。

このような「悪」の属性を、修練を積んでいない基督教徒であるならば、それは「原罪」であり、神によって選ばれ、既に教われた自分には一切関係ないと、一笑に付すかもしれない。しかし(Max Weber, *Politik als Beruf*, 8. Aufl., Duncker & Humblot, 1987, S. 60. M・ウェーバー著、脇圭平訳「職業としての政治」(岩波文庫・一九八〇年)九四頁)によれば、結果責任が問題となる政治の世界では、悪(しき意図)から悪が生まれ、善(き意図)から善が生まれるという単純な構造は必ずしも成立しない。仮に、自分が正しい(と思ひ込んで、正しい)意図を持っていても、少なからず常軌を逸すれば独裁制に加盟する、と自覚するのが、修練を積んで成熟した基督教徒であろう。自らは錯誤に富む人間であって、いわんや神でもないのに、万一、自らが原罪を基督教によって既に克服したと誤信するならば、おそらくは最も危険な状態に陥る。つまり、自分は絶対に大丈夫だと過信する者が、心理学的には一番、この種の「畏」にかかりやすいからである。むしろ、われわれは限界ある人間存在であり、(よしんば、善良な基督教徒であつても)誰もが独裁者になり、独裁制に加盟しようと禁欲的に自覚する、M・ピカートの視点に倣いたいものである。

- (41) Michael Stolleis, "Grundgesetz und Bundesverfassungsgericht", W. Benz/D. Moos (Hrsg.), *Das Grundgesetz und die Bundesrepublik Deutschland: 1949-1989*, Moos & Partner/Rehm, 1989, S. 57-59 (58).
- (42) Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot, 1957, 3. unveränderte Aufl., Ders., ebd., 1970, 5. unveränderte Aufl., なお、初版は、Duncker & Humblot, 1928. 125p.
- (43) G. Leibholz/H. J. Rink/D. Hesselberger, *Grundgesetz für die BRD: Kommentar*, 6. Aufl., Verlag Dr. Otto Schmidt, Tielblatt.
- (44) G・ライプホルツは、(反ナチ抵抗者であり)キリスト教神学者であるディートリッヒ・ボン・ヘップファー (Dietrich Bonhoeffer) —一九四五年四月九日にフロッセンブェルク強制収容所で絞首刑に処せられた—の義弟 (G・ライプホルツの夫人ザビーネはD・ボン・ヘップファーと二卵性双生児の妹) である。また、ザビーネ・ライプホルツ (Sabine Leibholz) の姉クリステル (Christel) と反ナチス抵抗者であるハンス・フォン・ドナーニー (Hans von Dohnanyi) —一九四五年四月八日もしくは九日にサクセンハウゼン強制収容所で絞首刑に処せられたと推定される—の息子 (つまり、G・ライプホルツの甥) であるクラウス・フォン・ドナーニー (Klaus von Dohnanyi) は、一九八一年六月から一九八八年六月までハンブルク市長 (SPD) の重責を担っている。(G・ライプホルツの親族関係の詳細については、ザビーネ・ライプホルツ＝ボン・ヘップファー／ゲルハルト・ライプホルツ著、初宿正典訳『ボン・ヘップファー家の運命』(新教出版社・一九八五年)を参照。また、クラウス・フォン・ドナーニーの反ナチ演説については、Hrsg. v. Informationszentrum Berlin, *Der 20. Juli 1944*, Bd. 2, 1986, S. 158f. を参照。)
- (45) 例えば、Harold J. Laski, *Studies in the Problem of Sovereignty*, Oxford U. P., 1917, pp.1-25 (Chapter I.: The Sovereignty of the State). H. J. Laski, *The Pluralistic State* (28 *Philosophical Review* (1919) 562ff.), in: David Nicholls, *The Pluralist State*, Macmillan, 1975, pp. 144-157. 等。また、ラスキの政治機構論的著作については、*Parliamentary Government in England*, 1938. 前田英昭訳『イギリスの議会政治』(日本評論社・一九九〇年)が好著である。
- (46) Karlheinz Nicolaß, *Demokratergründung in Westdeutschland: Die Entstehung der Bundesrepublik 1945-1949*, Piper, 1974, S. 237.
- (47) Carl Schmitt, *Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954*, Duncker & Humblot, 1957, S. 32 (1929), 54-56 (1930), 75-76 (1929), 205 (1932), 337-9 (1932), 514.

図表 5 : EU諸国の国防費の対GDP比率 (1994年) の国際比較



出典 : The Military Balance 1995/96, p.264.
 本図表は、P. Luif, op. cit. (scheme 1), p. 366.による。

(48) Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot, 1932, S. 28-32. C. シュミット著、田中浩・原田武雄訳『政治的なもの』の概念(未来社・一九八三年)三八、四一、四一四七、一〇九頁。

(49) C. Schmitt, *Verfassungsrechtliche Aufsätze*, S. 54, 75-76. ハルト・C. シュミットは「結局、多元主義は、ドイツの統一を完全に分解するに至る」との主旨を展開する(S. 56)。つまり、(純粹なる)ドイツ的なものへの異物・混入物として、多元主義を敵視している。だが、(共同社会において)自分以外の人間がいて、少数反対意見の自由が認められるならば、常に(見解を異にする)他者との葛藤は存在する。その際に、仮想上の敵を作って自己弁護するのは、独善的である。とりわけ、組織的にそれを行うと狂信的(ヒナチ的)集団主義に陥る。そもそも、C・シュミットは「野党と少数反対意見の自由」を如何に解釈していたのであろうかと、筆者はいぶかしく思う。

(50) 「反共・反ナチ主義者」であるG・ライプホルツの邦訳された国家学的著作としては、(1) Gerhard Leibholz, *Strukturprobleme der*

modernen Demokratie, 1958. G. ライプホルツ著、阿部・初宿・平松・百地共訳『現代民主主義の構造問題』（木鐸社・一九七四年）⁽²⁾ Ders., *Verfassungsgesamt-Verfassungsrecht, Kohhammer*, 1973. G. ライプホルツ著、清水望・渡辺重範訳『現代政党国家』（早稲田大学出版部・一九七九年）⁽³⁾ 竹内重年訳『二〇世紀における民主制の構造変化』（木鐸社・一九八三年）五〇—二二五頁に所収の論文がある。

- (51) 反共主義者であった K. アーデナウアーの「反ナチ主義」の詳細については、拙稿「ボン基本法における「人間の尊厳」」(3)「早稲田政治公法研究第25号」(一九八八年)二四二—二五〇頁を参照。また、アーデナウアーが戦時中、ナチスのゲシュタポ(秘密国家警察)の監獄に収監された経験については、拙稿「ボン基本法における「人間の尊厳」(一)」『早稲田政治公法研究第23号』(一九八七年)二〇五—二〇八頁を参照。

- (52) Gisbert H. Flanz, "Spain", (ed.) Blaustein/Flanz, op. cit. (note 38), 1979, pp. 1-2. 中川和彦訳「スペイン憲法」『レフアレンス・三四〇号』(一九七九年五月)五三—一〇〇(五六—五七)頁。一九七八年の「スペイン憲法」は「多元主義の宣言」を冒頭の第一条第一項で行い、「政治的多元主義」を第一条と基本原則を定めた第六条で、「社会的多元主義、なかならず諸言語の多元的共存」を人権を明記した第二〇条で明示的に保証している。こうして、一九七八年二月四日の「政党法」(の第四条)が定めた、民主的な組織構造と機能の原則に適合する「政党」が、「政治に参加するための根本的な手段」となった。(Mannuel Ramirez, "Participación y pluralismo en la Constitución de 1978," pp. 55-69 (65-66), (ed.) M. Ramirez, *Estudios sobre la Constitución española de 1978*, Libros Pórtico, 1979.) これは私見によれば、フランコ時代にあらゆる多元主義的傾向が否定された苦い経験に対する反作用として生まれた諸規定である。

- (53) 拙稿「人間の尊厳と基本価値論争」『早稲田政治公法研究第34号』(一九九一年)一八九—一九〇、二二二頁。

- (54) 同前論文、一九二頁。

- (55) 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(有信堂・一九九一年)三三三頁。Gisbert H. Flanz, "Belgium", (ed.) Blaustein/Flanz, op. cit. (note 38), 1989, p. 2. 宮沢俊義『世界憲法集(第四版)』(岩波文庫・一九九二年)七一頁。

- (56) なおドイツ州憲法上の「野党条項」については、拙稿「英国の政治機構における与野党の建設的關係(2)——H・ファイナーの論考を手がかりとした比較分析——」『早稲田社会科学研究第54号』九一—九二頁、注(24)を参照。

- (57) Ben Fayot, *Sozialismus in Luxemburg*, Bd. 2: von 1940 bis zu Beginn der achtziger Jahre, o. J. (1988?), ohne Verlags-

欧州における独立国としての小国の地位（続）

図表6：欧州の中立国（=小国）8箇国の人口、国土の面積、GNP
——日本との比較——

オランダ王国	：人口1528万人	：世界54位	：日本の12%
ベルギー王国	：人口1004万8千人	：世界73位	：8.1%
スウェーデン王国	：人口869万1千人	：世界81位	：7.0%
オーストリア共和国	：人口786万2千人	：世界85位	：6.3%
スイス連邦	：人口696万8千6百人	：世界90位	：5.6%
フィンランド共和国	：人口505万8千人	：世界103位	：4.1%
アイルランド共和国	：人口353万3千人	：世界121位	：2.8%
ルクセンブルク大公国	：人口39万6千人	：世界160位	：0.32%
日本の人口	：1億2450万人	：世界第7位	
スウェーデン王国	：面積44万9964km ²	：世界第55位	：日本の119%
フィンランド共和国	：面積33万8144km ²	：世界第63位	：90%
オーストリア共和国	：面積8万3845km ²	：世界第113位	：22%
アイルランド共和国	：面積7万0285km ²	：世界第118位	：19%
オランダ王国	：面積4万1865km ²	：世界第132位	：11%
スイス連邦	：面積3万9987.5km ²	：世界第133位	：10.6%
ベルギー王国	：面積3万0518km ²	：世界第137位	：8.1%
ルクセンブルク大公国	：面積2586km ²	：世界第166位	：0.68%
日本の面積	：37万7750km ²	：世界第60位	
オランダ王国	：GNP3164億0400万ドル	：世界第14位	：日本の8%
スイス連邦	：GNP2540億6600万ドル	：世界第17位	：6.5%
スウェーデン王国	：GNP2162億9400万ドル	：世界第20位	：5.5%
ベルギー王国	：GNP2134億3500万ドル	：世界第21位	：5.4%
オーストリア共和国	：GNP1835億3000万ドル	：世界第22位	：4.7%
フィンランド共和国	：GNP962億2000万ドル	：世界第33位	：2.5%
アイルランド共和国	：GNP449億0600万ドル	：番外	：1.1%
ルクセンブルク大公国	：GNP142億3300万ドル	：番外	：0.36%
日本のGNP	：3兆9266億6800万ドル	：世界第2位	

本図表は、*Der Fischer Weltatmanach 1996*, November 1995, Sp. 97-8 (Belgien), 268-9 (Finland), 341-2 (Irland), 364-5 (Japan), 442-3 (Luxemburg), 491-2 (Niederlande), 505-7 (Österreich), 588-90 (Schweden), 592-5 (Schweiz), 954 (Bruttosozialprodukt). に基づいて、筆者が計算した。

なお、本来ならば、日本の管轄する面積には、領海12海里と（海底資源の採掘権を伴う）漁業水域200海里——日本の領海面積＝総計約31万km²、漁業水域面積＝総計約361万km²、200海里水域面積＝総計約429万km²（『日本国勢図会 '97/98』（国勢社・一九九七年）六一頁。）——を含めて考えるべきであろう。

(58) 例え、石橋政嗣「非武装中立論(増補)」(日本社会党中央本部機関紙局・一九八三年)。しかし、このようなユートピア論であっても、多数派が考えられない自由な発想を醸し出す限りで、(政権担当責任には及ばないが)一定の意義は認められる。

(拙稿「政権交代のある民主国家における野党観」『早稲田社会科学研究第43号』(一九九一年)八〇―八二頁。)

(59) 例え、両超大国・米ソの勢力均衡の下、欧州の小国・オーストリアが、冷戦の境界線上で「(軽)武装中立政策」を採り、対GDP比で見ると1%以下にまで国防費を抑制し(図表5を参照)、労使協調による共同決定制度を効果的に運用して、スト率(労働争議による就労日損失率)を極限まで下げたという、模範となる一つの事例を提供している。すなわち、一九七五年から九三年の年平均で、雇用人一人当たりのストライキ時間は、オーストリア一・七分、日本一三・八分、ドイツ一六・二分、フランス四六・六分となっている。(大西健夫・酒井農史編「オーストリア」(早大出版部・一九九六年)九四―九七頁(大西)。) またオーストリアの隣国スイス連邦でも、スト率(労働争議による就労日損失率)は極小化されているが、(重)武装中立国であるため対GNP比国防費は二・〇%を記録していた。(拙稿、注(1)前掲研究ノート、一七八―一八〇頁、注(25)。)しかし、これらの二国と日本とは、――歴史的経緯、イテオロギー的状况、地政学的位置などの――国情が違ふことに留意したい。また、中立政策は小国が採りうる選択肢の一つであり(図表6を参照)、日本のような中規模国家がそれを採用することは、とりわけて稀有であったことにも注意したい。

(60) 拙稿、注(1)前掲研究ノート、一五七頁。

(61) Dah/Tufte, op. cit. (note 1), pp. 86-88. 邦訳、一四二―一四六頁。

(62) Dah/Tufte, op. cit. (note 1), pp. 113f. 邦訳、一八七頁以下。

(63) Dah/Tufte, op. cit. (note 1), pp. 132. 邦訳、二二六頁によれば、「ルクセンブルク国内には、恵まれない階級(an underprivileged class)が事実上、存在しないので、ルクセンブルクでは社会的な連帯意識(solidarity)が強くなっている」。つまり「現実には貧しい人々が全くいないこと」は「小さいけれども完全に発展を遂げた、高度に繁栄した主権国家像を創り出す」ことに貢献している。